

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	32	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	3の2-3	許認可等の内容	販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (登録の実施) 第3条の2 (略) 3 何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。						
[参考条文] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第5条(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定